犯罪手口資料取扱規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部を改正する規則

（犯罪手口資料取扱規則の一部改正）

第一条　犯罪手口資料取扱規則（昭和五十七年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「警察庁刑事局刑事企画課長」を「警察庁刑事局捜査支援分析管理官」に、「警察庁刑事企画課長」を「警察庁捜査支援分析管理官」に改め、同条第三項中「警察庁刑事企画課長」を「警察庁捜査支援分析管理官」に改める。

第六条第二項及び第三項、第七条第一項、第八条並びに第九条中「警察庁刑事企画課長」を「警察庁捜査支援分析管理官」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部改正）

第二条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官」を「警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長」に、「犯罪収益移転防止管理官」を「組織犯罪対策企画課長」に改める。

第五条、第六条第四項、第七条、第九条及び第十一条第四項中「犯罪収益移転防止管理官」を「組織犯罪対策企画課長」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（犯罪手口資料取扱規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この規則の施行前にこの規則による改正前の犯罪手口資料取扱規則の規定により警察庁刑事局刑事企画課長がした保管その他の行為又は警察庁刑事局刑事企画課長に対してされた照会その他の行為は、それぞれ、この規則の施行後は、この規則による改正後の犯罪手口資料取扱規則の相当規定に基づいて、警察庁刑事局捜査支援分析管理官がした保管その他の行為又は警察庁刑事局捜査支援分析管理官に対してされた照会その他の行為とみなす。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

3　この規則の施行前にこの規則による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の規定により警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官がした記録の作成その他の行為又は警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官に対してされた資料の送付は、それぞれ、この規則の施行後は、この規則による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の相当規定に基づいて、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長がした記録の作成その他の行為又は警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長に対してされた資料の送付とみなす。

○国家公安委員会規則第六号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	三七九人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	二二五人	
刑事局	三五八人	組織犯罪対策部の定員を除く。
組織犯罪対策部	三三四人	
交通局	一四一人	
警備局	二八一人	外事情報部の定員を除く。
外事情報部	二二五人	
情報通信局	三三一人	
計	二、二七四人	うち、一、三一八人は、警察官とする。
附属機関		
警察大学校	一七九人	
科学警察研究所	一二二人	
皇宮警察本部	九二一人	うち、八八一人は、皇宮護衛官とする。
計	一、二二一人	うち、七五人は、警察官とし、八八一人は、皇宮護衛官とする。
地方機関		
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、二三三人	うち、六八〇人は、警察官とする。
合計	七、七二八人	うち、二、〇七三人は、警察官とし、八八一人は、皇宮護衛官とする。

附則第二項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
内部部局			
長官官房	平成二十六年九月三十日までの間	三九〇人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
計	平成二十六年九月三十日までの間	二、二八五人	うち、一、三二九人は、警察官とする。

附　則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第十八号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国立大学法人浜松医科大学附属図書館の項の次に次のように加える。

国立大学法人名古屋大学大学文書資料室歴史資料・大学史編纂部門　愛知県名古屋市千種区不老町

国立大学法人奈良女子大学附属図書館の項中「附属図書館」を「学術情報センター」に改める。